

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 4 号

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 6 2 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条） 第 2 章 補償及び福祉事業（第 7 条—第 2 2 条） 第 3 章 雑則（第 2 3 条—第 2 8 条） 附則 <u>（平成 3 1 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）</u> 第 2 8 条 <u>平成 3 1 年 4 月 1 日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成 3 1 年 4 月 1 日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第 1 7 条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあっては、条例第 1 6 条において例によるこ</u>	目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条） 第 2 章 補償及び福祉事業（第 7 条—第 2 2 条） 第 3 章 雑則（第 2 3 条—第 2 7 条） 附則

ととされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として市長が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が

定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。